

ICT活用情報共有ツール「きたそらりんく」導入報告

R3.6.18 協議会資料

医療介護相談・在宅生活支援部会（旧：医療・介護情報共有支援部会）では、患者・利用者の在宅療養を支えるために、患者・利用者の状態変化等に応じて、医療・介護関係者間で円滑な情報共有が行われるよう、ICTを活用した情報共有ツールの導入について調査研究を行ってきました。

令和元年12月6日付の中間報告後、導入について検討を重ね、令和2年10月1日から運用を開始することとしました。多職種連携情報共有システムバイタルリンク（開発元(株)帝人ファーマ）を北空知地域の呼称として「きたそらりんく」と命名し、情報共有とさらなる活用方法の検討をしていくこととしており、導入にあたっての経過を下記のとおりまとめましたので、報告します。

1. システム概要

- ・インターネットに接続した端末（PC、タブレット、スマートフォン等）から患者等の情報を事業所間で共有できるシステム。文字情報のほか、エクセルや画像データ等の添付が可能。
- ・患者・利用者及び事業所の利用料は無料（管理者（1市4町＋市立病院）は有料。初期導入費用：594,000円、月額利用料：39,600円を6者で均等割負担）
- ・電子会議室としての利用も可能。

2. 対象事業所〔H31.2時点で98事業所〕

- ・地域包括支援センター：5 ・居宅介護支援事業所：14
（訪問系）
- ・訪問看護ステーション：2 ・訪問介護事業所：5
- ・小規模多機能型居宅介護事業所：2
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：1
（通所系）
- ・通所介護事業所：5 ・地域密着型通所介護事業所：8
- ・認知症対応型通所介護事業所：4
（医療機関）
- ・病院：5 ・診療所：16 ・歯科医院：19 ・薬局：12

令和3年4月現在229アカウント（管理者含む。事業所内の個人アカウント含む）

3. プロジェクトチーム等による協議

ICT活用医療介護連携ツール導入プロジェクトチーム会議

1回目：令和2年6月4日

- ・昨年度までの経過を踏まえ、帝人ファーマ提供のバイタルリンクを導入する。
- ・関係市町・市立病院で接続テストを行い、北海道地域医療介護総合確保基金の活用を視野に導入に必要な作業を進める。

2回目：令和2年6月15日

- ・帝人ファーマ担当者を招き、接続テストの結果やシステムの利用方法などを協議。
- ・端末整備を含めた導入経費について、基金に加え新型コロナウイルス対策事業（国）活用などを協議。

・基金申請期限があるため、ツール導入と補助制度活用について、地域医療・介護担当課長等会議での協議・判断を仰ぐこととした。

3回目：令和2年6月15日（地域医療・介護担当課長等会議と合同）

・導入経費は関係市町・市立病院で分担し、財源は基金を活用せず、各市町で国の新型コロナウイルス対策事業の活用（10/10国負担）などで確保し、システム構築・運用する（後日、各市町で理事者協議し合意）。

4回目：令和2年8月5日

・システム導入と経費負担について、関係市町間で合意が整い、予算措置の目途がたったことから10月1日運用開始を目指すこととした。

・導入に先立ち、事業所等への説明会開催、利用登録、利用ルールづくりについて協議を進める。

・会議終了後、端末の実機操作により、システムのインストールから利用者、患者の登録方法などの操作方法の研修を行った。

・今後は、システム内にプロジェクトチームの会議室を設け行うこととした。

5回目：令和2年8月5日

・各会議体委員等の私用端末利用（職場に接続環境がないため）や、北空知でサービス提供区域外事業所の利用を認めるなどの運用を協議。

・運用利用規定、登録様式、利用ルールを協議。

・今後の利用登録と活用の促進を求める運営会議への引継ぎ事項を取りまとめ、活動終了。

4. システム導入説明・研修会

・帝人ファーマから研修用の端末を持参、提供いただき、担当者からの導入説明とシステムの操作方法等についての研修を、各市町で9回開催し、合計100名の参加を得た。

会 場	日 時	場 所	参加者数
深川市①	9月18日（金） 15：00～16：20	深川市健康福祉センター 1階 リハビリルーム	11名
深川市②	9月18日（金） 18：30～19：50	深川市健康福祉センター 1階 リハビリルーム	8名
深川市③	9月24日（木） 15：30～16：45 ※地域ケア会議終了後	深川市健康福祉センター 1階 リハビリルーム	16名
深川市④	9月30日（水） 15：00～16：20	深川市役所 3階 大会議室	15名
深川市⑤	9月30日（水） 18：30～19：45	深川市健康福祉センター 1階 リハビリルーム	7名
妹背牛町	9月23日（水） 15：00～16：30	妹背牛町保健センター	8名
秩父別町	9月17日（木） 14：00～15：00	秩父別町役場 2階 講堂	11名
北竜町	11月11日（水） 17：45～19：00	北竜町役場 2階会議室	10名
沼田町	10月29日（木） 15：00～16：30	沼田町健康福祉総合センター	14名

北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」運用利用規定

(目的)

第1条 この規定は、北空知地域医療介護確保推進協議会が、帝人ファーマ株式会社の多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」を活用し構築する保健・医療・介護・福祉のICTネットワーク（以下「きたそらりんく」という。）において、安全かつ円滑な運用を図るとともに、在宅患者等の医療・介護情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(名称の定義)

第2条 「きたそらりんく」における名称の定義については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運用管理者

S管理者及び管理者とする。

(2) S管理者

「きたそらりんく」全体の管理及び管理者の管理をするものとし、深川市立病院事務部地域連携室において事務を行う。

(3) 管理者

システム利用者及び患者・サービス利用者等を管理するものとし、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町の地域包括支援センター担当課において事務を行う。

(4) 施設管理者

「きたそらりんく」を利用する医療機関・事業所の管理者が担うものとし、事業所においてシステムの安全な管理・運用を行う。

(5) システム利用者

運用管理者の承認を得て「きたそらりんく」のシステムを利用する医療機関・事業所の医療・介護関係者、スタッフなどの職員

(6) 患者・サービス利用者

運用管理者が管理対象とする患者、介護・福祉サービス利用者（以下「患者等」という。）

(運用管理者の業務)

第3条 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) システムの利用及び患者等の登録（新規・変更・中止）申請書の受付・受理・決定並びに個人情報取り扱い同意書の管理

(2) アカウントの発行（変更・中止）手続き及び通知

(3) システム使用環境の整備

(4) データベース管理（システム利用者の入力情報整理、患者等情報の入力・情報整理等）

(5) 患者等又はシステム利用者に対しての相談対応（問い合わせ窓口の設置）

(施設管理者の責務)

第4条 施設管理者は、運用管理者から付与されたアカウントを管理し、事業所において「きたそらりんく」が適切に使用されているか管理するものとする。

2 施設管理者は、事業所において不適切な使用が発生した場合は、運用管理者へ報告し、改善する義務を負う。

(システム利用者の責務)

第5条 システム利用者が「きたそらりんく」を使用するに際しては、本規定のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令等を遵守し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省（平成29年4月14日））」等の関係通知に基づく適切な取り扱いをしなければならない。

2 システム利用者は、「きたそらりんく」を通じて入手した医療・介護等情報については、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び閲覧目的以外に使用してはならない。

3 システム利用者は、「きたそらりんく」に接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新する、端末機等から離れる際はログアウトするなど、適切なセキュリティ対

策に努めなければならない。

- 4 携帯用端末（ノートパソコン、タブレット、スマートフォン端末等）で「きたそらりんく」に接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ずパスワード認証を設定しなければならない。
- 5 システム利用者アカウント及びパスワードは、自らの責任において厳重に管理することとし、システム利用者アカウント及びパスワードを他者に知られたとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに運用管理者への報告を行い、必要な指示を受けること。
- 6 セキュリティ対策のため必要がある場合は、「きたそらりんく」使用時に発生した全ての事象について、運用管理者へ報告すること。
- 7 各入出力帳票の保管及び破棄に当たっては、医療・介護等情報の保護に細心の注意を払うこと。
- 8 医療・介護等情報が表示されている画面、出力帳票又は個人情報データを、許可なく外部に持ち出し、又は第三者に開示してはならない。
- 9 システム利用者が、退職及び異動した場合は、ただちに施設管理者を通じ運用管理者に届けること。

（端末機等の管理）

第6条 施設管理者及びシステム利用者は、「きたそらりんく」にアクセスする端末及び施設内ネットワークを適正に管理し、円滑な運営に支障を及ぼさないよう次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）端末の記憶装置内に格納（インストール）されているプログラム（以下「プログラム」という。）を改変しないこと。
- （2）プログラムの使用条件を遵守すること。
- （3）端末機等の環境設定を変更しないこと。
- （4）業務上、やむを得ず端末設定の変更を要する場合は、運用管理者に対して端末設定の変更を申し出ること。

（真正性の確保）

第7条 システム利用者は、「きたそらりんく」への診療情報等を含む医療・介護等情報の作成及び保存に際して、十分に入力内容が正しいことの確認を行うとともに、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する作成責任を負う。

（医療・介護等情報の使用と患者等同意）

第8条 運用管理者が管理対象とする、患者等の医療・介護等情報は、「きたそらりんく」を介して送受信される全ての個人情報とする。

- 2 「きたそらりんく」を使用して情報を共有する場合は、患者等の同意書がなければならない。
- 3 システム利用者が医療・介護等情報を「きたそらりんく」で使用できるのは、医療・介護等情報の使用に関し患者等から同意があった場合に限るものとする。ただし、救急搬送の場合等の緊急の場合には、患者等の同意を得ていない場合であっても「きたそらりんく」参加事業所であれば医療情報等を閲覧・使用することができるものとする。
- 4 前項の医療・介護等情報を使用できるのは、患者等から撤回の届けがあるまで有効とする。

（医療・介護等情報の取り扱い）

第9条 「きたそらりんく」で取得した医療・介護等情報の取り扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）原則として閲覧しているシステム利用者及び事業所に責任の所在が帰属する。
- （2）「きたそらりんく」で取得した医療・介護等情報は、各医療機関・事業所で扱う他の個人情報と同様であるという認識を持ち、慎重に扱わなければならない。
- （3）「きたそらりんく」で取得した医療・介護等情報は、患者等又はその家族に説明用として紙で渡したり、学術目的で使用する場合は、患者等又はその家族に別途同意を得たうえ、匿名化を条件に使用することができる。

（通信内容の削除）

第 10 条 通信内容について次の各号に該当する場合、運用管理者は内容の削除を行うものとする。

(1) 通信内容にシステム利用者及び患者等相互の信頼関係を失墜される恐れがあるとき。

(2) 法令等の各条項に違反したとき。

(運用利用規定の変更)

第 11 条 この運用利用規定の変更は、北空知地域医療介護確保推進協議会運営会議の承認を得るものとする。

(その他)

第 12 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、北空知地域医療介護確保推進協議会運営会議において定めるものとする。ただし、緊急その他、運用管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」利用申込書（医療・介護関係者等用）

御中

医療介護連携 ICT ツールを用いた北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」に医療・介護関係者、スタッフとして参加するため、アカウントの作成をお願いします。尚、参加にあたり下記項目を遵守することを誓約します。

■ 業務情報保持について

私は、本システムを利用するにあたり、法令および諸規定を遵守するとともに、次の情報の一切を運用管理者の許可なく開示、漏洩または使用しないことを誓約します。

- ① 本システムを利用して得られた患者および介護・福祉サービス利用者情報
- ② 本システムのシステム仕様およびサービス仕様

■ 情報の管理について

私は本システムを利用するにあたり、マニュアル以外の方法にて不正にアクセスを行ったりしないものとします。情報共有による、よりよい在宅ケアの遂行以外の目的で本システムを利用し、患者、介護・福祉サービス利用者または患者家族のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

■ 退職後の情報保持について

私は退職後も、本システムに関する一切の情報を運用管理者の許可なく開示、漏洩または使用しないことを誓約します。

参 加 者 情 報	事業所名	(ふりがな)		
	氏名	(ふりがな)		
	住所	〒		
	電話番号		Fax 番号	
	E-mail		職種	
	ID※ ¹		パスワード※ ²	

※ID、パスワード（初期設定用）は運用管理者からご連絡いたします。

北空知多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」説明書（患者・サービス利用者様用）

当院（当事業所）は、北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」に参加しています。

本システムは、インターネット回線を利用し、患者・サービス利用者様の医療および介護等の情報の一部をご本人様の同意のもと関わる医療・介護等スタッフが共有するシステムのことです。

【システムの目的】

本システムを利用することで、病院とかかりつけの医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー、介護・福祉サービス事業者や自治体との連携がスムーズになり、質の高い医療及び介護の提供が可能であると考えています。

【患者・サービス利用者様の費用負担】

本システムの利用に関して、患者・サービス利用者様の費用負担はありません

【個人情報の安全対策】

患者・サービス利用者様の情報を守るため、以下の対策を講じています

- インターネット回線を利用していますが、暗号化を施していますので、回線上から不正に医療・介護等情報を取得することはできません
- 患者・サービス利用者様の情報を参照できるのは、患者・サービス利用者様がシステムの利用同意をした場合に限りです
- 情報を閲覧するための端末（コンピュータなど）は認証が必要であり、あらかじめ許可を得ている特定の端末以外は情報システムに接続することはできません

【システム利用を中止したい場合】

同意後であってもシステムの利用を中止したい場合には、患者・サービス利用者様の意志でいつでも中止することができます。その際は、同意書を提出した関係市町の窓口へご相談ください。

中止をしてもその後の治療やサービス利用において患者・サービス利用者様に不利益が生じることはありません。

【相談窓口】

ご不明な点、ご相談などありましたら関係市町（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町）の地域包括支援センターおよび北空知地域医療介護連携支援センター（深川市立病院内）の窓口へお問い合わせください。

年 月 日

・医療機関・事業所名

・説明責任者名

北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」利用および個人情報取り扱い同意書

御中

システムの利用に関する事項

本システムはネットワークを用いて患者・サービス利用者情報を関係者間で共有し、迅速かつ正確な処置を行うためのものです。情報共有を行う対象としては医師・看護師・介護士・行政担当者など様々な専門職になり、ネットワークを通じリアルタイムに情報を共有し、よりよい在宅ケアを提供することを目的に運営されています。

個人情報に関する事項

本ネットワーク内の個人情報は関連する医療機関、介護事業所、自治体などの間でよりよい在宅ケアの提供を目的として共有します。システム利用することによって得られた患者情報を前述の目的以外で使用することはありません。

利用者（患者・サービス利用者）記入欄			
記入年月日			
利用者（患者）氏名	（ふりがな）		
	（氏 名）		
住所	〒		
電話番号			
生年月日			
緊急時連絡先	（氏名）	続柄	
	（電話番号）	居住状況	同居 ・ 別居
※代筆者	（氏名）	続柄	

私は、上記システムの利用と個人情報に関する事項の説明を受け、理解しましたので同意致します。

同意年月日	年 月 日
利用者署名	

システム同意取得事業所記入欄	
説明者	（医療機関・事業所名）
	（ 氏 名 ）
アカウント名	

北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」停止依頼書

御中

次のとおり、北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」の停止を申込みます

申込日		年	月	日
利用者 印	団体名			
	部署			
	契約者氏名			
	メールアドレス			
	電話番号			

停止にあたり、下記事項に同意いたします。

1. 停止後、これまで入力されたデータは削除され、後日、再申込を行っても削除されたデータからの再開ができないこと
2. 北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」を通じて知り得た事項を業務外で口外しないこと

以上同意の上、北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」の停止を申込みます。

申請者名 _____

【管理者取扱い欄】

申請書の受理日 年 月 日

抹消日 年 月 日

北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」利用停止依頼書

_____ 御中

次のとおり、北空知多職種連携情報共有システム「きたそらりんく」での情報共有の停止を依頼します。

届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

患者名 _____

住所 _____

連絡先 _____ - _____

かかりつけ医療機関 _____

【管理者取扱い欄】

申請書の受理日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

抹消日 _____ 年 _____ 月 _____ 日